

食をテーマとした Web コンテンツ作成  
業務委託仕様書

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

食をテーマとした Web コンテンツ作成業務

(2) 業務の目的

隠岐ならではの食や食文化を紹介する Web コンテンツを作成し、食をテーマに隠岐への誘客促進を図る。また、それに伴って地産地消による農林水産業への貢献や、新たな食や食文化などの体験に関わる商品造成を推進する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 3 年 2 月 28 日まで

2. 業務内容

(1) Web ページの制作

- ①隠岐 4 島の現地取材を行い、食プラン 10 本を造成する。
- ②隠岐の既存の Web サイト「隠岐の島旅」内、または、食や旅に強い既存の外部 Web サイトと連携し、隠岐の食に関する誘客のために造成したプラン 10 本のページを作成すること。プランページへの流入を図るとともに、プランページからの直接予約または「隠岐の島旅」への流入からの予約への導線を設定し、誘客につなげること。
- ②2、3 年の中長期で活用が可能で、継続的に閲覧数及び予約数が見込める状態を意識すること。

(2) Web ページの運用

- ①2020 年冬からの導入、2021 年 4 月～10 月のシーズンへの誘客を前提とする。
- ②中国 5 県エリア、関西からの誘客をメインのターゲットと想定し、広告運用を設計すること。

(3) その他

- ①本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、協議会の承認を得ること。
- ②業務の詳細について協議会と協議のうえ決定し、進捗状況を綿密に協議会に報告すること。
- ③事業完了後、速やかに業務報告書を作成し、協議会に提出すること。
- ④本業務にかかる編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。

3. 成果品

提出物：業務報告書（A4 判）紙媒体 2 部及び電子媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM）

#### 4. 総括責任者

受託者は、本業務にあたって十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。

#### 5. その他

- (1) 委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ推進協議会の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 委託業務にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項につき疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (4) 契約に要する経費は受託者の負担とする。